

鬼木町、瓦屋町、西間下町、東漆田町、上戸越町、中林町の皆様へ

令和6年9月から

※他の町内は対象外です。

プラスチック類の出し方が変わります

資源ごみとして出せるプラスチック類

プラスチック製の包装や容器 (プラマーク が目安)

容器・キャップ・ラベル類



カップ・パック類



チューブ類

使い切ってから軽くすすいで出してください
(半分に切るとすすぎやすくなります)



トレイ (皿型容器) 類

これまで別にしていた「白色トレイ」は他のプラスチック類とまとめて一つの袋に入れます



食料品や日用品の袋類

菓子類の残リカスは、軽くはたいて出してください



発泡スチロールなど



プラスチック製品 (一辺の長さが概ね50cm未満で、全てプラスチックのみの製品)



市指定の資源ごみ袋 (緑色) は不要になります。

下の要件に合う袋で、収集日の
午前8時までに決められたごみ
集積所に出してください (二重
袋はやめてください)。

45ℓ以下の
透明又は半透明の袋
と一緒に入れる
(袋には記名する)

※袋に入らない大きな物は粗大ごみになります

資源ごみとして出せないプラスチック類

特に重要!!

NG 軽くすすいでも汚れ※が付着しているもの



※汚れの目安
固形物や触って手に付くほどのべたつき、
あたり一面に充満するほどのにおい

NG 刃物類・発火の危険性があるもの



NG 在宅医療などで使用したもの



NG プラスチック以外のものが付着しているもの



ねじやゴム、金属、バッテリーや電気配線がついているおもちゃ・小型電子機器など

NG リサイクル設備の故障原因になるもの



●切断していない50cm以上のテープ・シート状のもの
●手で曲げられない程の厚さがあるもの

別の袋へ ペットボトル

リサイクル方法が異なるため、別の袋に入れてください。



※市が資源ごみとして収集するのは、家庭から出たプラスチック類です。事業所から出されるものは収集できません。

詳しくは、チラシや市ホームページ等をご確認ください。